

上烏田浄水場配水池等整備DB事業 実施方針に関する質問・意見書(10件)に対する回答

	意見項目 (タイトル)	頁	該当箇所						質問・意見の内容	回答(案)	実施方針に 反映 ○:する -:しない
			1 2 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
1	本事業の業務	2	1	(5)	①	ウ			届出・申請書作成等、その他関連する業務の具体的な内容はp.15(4)表の設計(2項目目)、建設(4項目目)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。また、補助申請、会計検査時に必要な資料作成や現場の視察がある際の対応協力等も含まれます。	-
2	請負代金の支払方法	3	1	(9)					請負代金は、各年度の出来高に応じて支払うとあるが、p.12ウでは事業期間の途中年度において出来高検査を実施した上で、出来高支払いを行うとあります。各年度で出来高検査を実施した上で、出来高支払いを行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	-
3	応募者の構成等	5	2	(5)	①	ア			本事業のスキーム図に示される応募企業は3つの工事を担う工事企業で構成され、工事企業が設計を行わない場合の設計企業は協力企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	-
4	応募者の構成等	5	2	(5)	①	ア			下請企業については、提案時に企業を確定することを求めないとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。しかし、事業者選定基準で「地元企業の下請参画が具体的かつ効果的であるか」の評価項目を設ける予定であるため、具体的な体制をご提案いただくと、同項目にて高い評価となる予定です。	-
5	応募者の構成等 イ構成市内企業 の積極的な活用	5	2	(5)	①	イ			下請企業については、かずさ水道広域連合企業団構成市内企業の積極的な活用を図ることとありますが、2次下請としての活用を考えても問題ないでしょうか。	2次下請としての地元企業活用に問題はありませんが、「地元企業を活用するため」にいたずらに次数を増加させることは、3次4次への多重下請け、ダンピングの助長に繋がる可能性があると考えます。そのため、下請け契約の範囲が明確に示される必要があると考えます。	-
6	配管工事企業の 応募資格要件 (ウ)配水管技能 者名簿に登録され た者	8	2	(5)	③	イ	(ウ)		配水管技能者名簿(大口径管)に登録された者が1名上在籍し、本事業に専任で配置できるものとする(当該技術者は協力企業でも良い)とありますが、当該技術者については契約後の技術者配置時期に書類として提出することとして、応募資格確認申請書の提出時には書類の提出は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	応募資格確認申請書の提出時には必要ないため、応募資格要件から外し、要求水準書への記載を行います。そのため、実施方針での記載を除きます。	○
7	配管工事企業の 応募資格要件 (ウ)配水管技能 者名簿に登録され た者	8	2	(5)	③	イ	(ウ)		配水管技能者名簿(大口径管)に登録された者が1名上在籍し、本事業に専任で配置できるものとする(当該技術者は協力企業でも良い)とありますが、当該技術者については2次下請企業からの配置も問題ないと考えて宜しいでしょうか。	下請け契約の範囲が明確であれば、2次下請企業からの配置でも問題はありません。	-
8	設計業務企業の 応募資格要件 (ウ)技術士の配 置	9	2	(5)	③	エ	(ウ)		設計企業は協力企業と考えているため、当該技術者はコリンズ又はテクリスへの登録は不要と考えて宜しいでしょうか。	設計企業が協力企業の場合は不要です。	-
9	リスク分担表 その 2	11							設計変更リスク 注釈(※2)に「合理的な範囲」とありますが、合理的の定義をご教示いただけますでしょうか。	事業者と当広域連合企業団の双方で協議の上、必要と判断された範囲を意図しています。	-
10	その他事業の実 施に関し必要な事 項	17	8	(2)					本事業の基本設計書類及び既設工事の完成図書類の閲覧は可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)の公表時に併せて公表する予定です。	-